

令和6年度 指導監査実施方針及び重点事項

1 指導監査実施方針

関係法令、通知等の趣旨を踏まえ、社会福祉法人・社会福祉施設等の適切な運営の確保と福祉サービスの質の確保及び各種給付の適正化を図ることを目的に指導監査を実施する。

- ・社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の指導監査は、原則として法人の監査と同時に実施する。また、社会福祉法人が社会福祉施設に併設して経営する介護サービス事業及び障害福祉サービス事業の指導も、原則として法人及び施設等と同時に実施する。
- ・複数の介護サービス事業及び障害福祉サービス事業を実施している事業者の指導は、同一敷地内にある事業所については、原則として同時に実施し、異なる場所にある場合は、個々の事業所ごとに実施する。

2 指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法人

- ・評議員及び役員の選任手続き等が法令及び定款に基づき適正に行われているか。
- ・評議員会及び理事会について、法令及び定款に定められた事項の審議が行われ、議事録が適正に作成されているか。
- ・社会福祉法人会計基準に則った会計処理、関係書類の作成及び監査が行われているか。

(2) 介護保険事業所・施設

- ・ケアプランに基づく個別介護計画が適切に作成され、それに沿ってサービスが提供されているか。
- ・届け出た加算等について報酬基準等に基づいた運営が適切に実施されているか。
- ・事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、サービスの提供を適切に行っているか。
- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。
- ・高齢者虐待防止、身体拘束廃止に向けた取り組みがなされているか。
- ・職員の配置及び施設の定員を順守しているか。
- ・非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。
- ・感染症や非常災害の業務継続計画が策定されているか。

(3) 障害者事業所・施設・障害児通所支援事業所

- ・サービス等利用計画を踏まえ、個別支援計画が適正に作成され、それに沿ってサービスの提供が行われているか。
- ・賃金・工賃が適切に支給されているか。

- ・職員配置及び施設の定員を順守しているか。
- ・障害者虐待防止、身体拘束廃止に向けた取組みがなされているか。
- ・加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- ・非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。
- ・感染症や非常災害の業務継続計画が策定されているか。

(4) 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、地域型保育事業）

- ・食物アレルギー、水遊びなどの事故防止・安全対策・連絡体制が適切か。
- ・個人情報の持出しがないよう適切に管理されているか。
- ・国の要領や指針等を踏まえた計画を作成し、適切な教育及び保育の指導に取り組んでいるか。
- ・給食について、衛生面等の質が確保されているか。
- ・施設、設備等の安全点検を適切に実施しているか。
- ・非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。